

社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会
報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の会長、副会長、理事及び評議員等の受ける報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第2条 別表に掲げる者の受ける報酬及び費用弁償の額は、同表の報酬及び費用弁償の額の欄に掲げる額とする。

2 前項に掲げる者以外の者に報酬を支給する必要があるときは社協会長が定める。

(報酬の支給)

第3条 報酬の支給に関しては、報酬が年額で定められている場合であっては10月と3月の2期に分割して支給する。

2 年額報酬を受ける者が途中で辞任した場合は、その月の属する月までを月割りで支給する。なお、後任者にあつては、残任期間を月割りで支給する。

(費用弁償)

第4条 社協会長が公務のため旅行を依頼したときは、依頼を受けた者に費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により別表の者が受ける旅費の額は、多賀城市社会福祉協議会職員等の旅費規程によるものとする。

附則

この規程は、平成13年1月1日より施行する。

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表（第2条関係）

区 分	報 酬 額
社協会長	年 額 600,000円

(H19.会長報酬改正)

区 分	費 用 弁 償 額
副 会 長	日 額 2,000円
理 事	日 額 2,000円
監 事	日 額 2,000円
評 議 員	日 額 2,000円
評議員選任・解任委員	日 額 2,000円
第三者委員	日 額 2,000円
心配ごと相談員	日 額 2,000円